



災害時、ご自身で避難することが困難な方へ

「避難行動要支援者名簿」「見守り・個別避難計画」について

「避難行動要支援者名簿」とは？



「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震や河川氾濫などの災害が起こった時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。

名簿は、本人の同意を得て、自主防災組織（自治会等）や地域の民生委員、市社会福祉協議会、消防関係機関、警察署、地域包括支援センター、障害者相談支援センターに情報提供し、日頃の見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用していただきます。

「見守り・個別避難計画」とは？

真に避難支援を要する「避難行動要支援者」ごとに本人の同意を得て、支援者は誰か、どこに避難するか、どのような配慮が必要かなど、個別の避難に必要な支援についてまとめた計画です。災害対策基本法により、市町村における個別避難計画の作成は努力義務となります。

計画は、要支援者名簿と同様に地域の支援者に情報提供し、日頃の見守りと災害発生時の避難支援活動のために活用いたします。

避難行動要支援者名簿の登録対象となる方は？

災害が発生したとき、家族等による手助けを受けられず、「自分の力だけでは避難できない」「目や耳が不自由なため災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方が対象となります。

◆対象となる方◆

下記のいずれかに該当する**在宅の方**が対象になります。65歳以上のみの世帯で構成されている高齢者の方（ひとり暮らし高齢者を含む）については、民生委員が訪問し、登録の希望について意思確認をしますので、ご協力をお願いします。

対 象 者	登 録 方 法
・ 65歳以上のみの世帯で構成される高齢者（ひとり暮らし高齢者を含む。）	民生委員が対象者を訪問し、登録の希望について意思確認をします。（※1）
・ 身体障害者手帳1・2級の方 ・ 療育手帳A1・A2の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・ 介護保険の要介護3以上の認定を受けた方 ・ 指定難病患者の方（特定医療費を受給されている方）	市から、対象者に直接郵送し、登録の希望について意思確認をします。
・ その他災害時に自ら避難することが困難な方（上記に該当しない高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍の方など）	申込書（健康福祉課備付および市ホームページ掲載）に必要事項を記入し、健康福祉課あてに申し込んでください。

（※1）…昨年度までに民生委員の訪問等により申請した方は、名簿記載情報の取り消し申し出がない限り継続して登録されます。

裏面へ続く

名簿の記載内容は？

- ①住所、②氏名、③生年月日、④性別、⑤電話番号（緊急連絡先）
⑥避難支援等を必要とする事由、⑦災害時の避難場所などの計画



※名簿に登録する特記事項には、民生委員児童委員や地区防災組織などの支援者が、日ごろの訪問活動等により把握した災害時に必要な支援内容等の情報も記載させていただきます。

名簿情報の提供先は？

- 那須烏山警察署 ●那須烏山消防署 ●市消防団 ●自治会（自主防災組織等）
- 民生委員 ●那須烏山市社会福祉協会
- 地域包括支援センター（烏山地区・南那須地区）
- 那須烏山市障がい者相談支援センター

※市が申請内容を登録した後、上記の避難支援関係者へ名簿情報を提供します。

Q & A



【Q1】この申込書により名簿に登録をするとどうなるのですか？

⇒平常時から、お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員や地区防災組織などの関係機関に名簿を提供します。関係機関では、提供された情報に基づき、あらかじめ地域の避難行動要支援者の把握や見守り、個々の状況の確認、避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。一度登録すると、取消しの申し出がない限り継続されます。

※ただし、必ずしも災害発生時の避難支援が受けられることを保証するものではありません。支援者の方は法的な責任や義務を負うものではありません。また、担当地区民生委員が内容確認のため、お伺いすることがございますので、ご協力お願いいたします。

【Q2】登録した内容に変更があった場合はどうすればいいのですか？

⇒下記の問い合わせ先（市健康福祉課）までご連絡ください。



【Q3】申込書の書き方がわからないときはどうすればいいのですか？

⇒民生委員やケアマネなど地域の支援者に相談するか、直接下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

❖問い合わせ先❖

那須烏山市役所 健康福祉課社会福祉グループ ☎0287-88-7115

